

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成 2 年 3 月まで

私は、申立期間当時、納税組合の集金を通じてほかの税金等と一緒に国民年金保険料を納付していた。集金の際に使用していた諸費徴収表の国民年金の各月の欄に、保険料額がきちんと記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る昭和 62 年度及び平成元年度の諸費徴収表を所持しているところ、同表には、ほかの税金等と並んで国民年金の項目があり、国民年金の各月の欄には保険料額が記載されており、その額は当時の保険料額と一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、実家の近所で一人暮らしをしており、実家と申立人の家は納税組合の組が別であったが、実家の組の集金を通じて保険料を納付していたと申述しているところ、実家と同じ組の住民が、「私の組は 7 世帯であったが、申立人の分も集金していたので、8 世帯分集金していた。」旨証言していることから、申立人の主張に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成3年8月及び同年9月は26万円、同年10月は28万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成4年6月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

申立期間③のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間について、申立人のB社における資格喪失日は、同年10月28日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間③のうち、平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成3年8月1日から同年11月30日までの期間の標準報酬月額が事実と相違している。申立期間①について、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成3年11月30日となっているが、4年6月1日まで継続して勤務していたので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、B社において、平成4年6月1日から同年12月1日まで継続して勤務していたが、同年7月31日以降の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は26万円、同年10月は28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年1月16日）以降の4年8月25日付けで、遡って12万6,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の従業員についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って引き下げられている。

さらに、申立人から提出された給与明細書によると、申立期間①において、訂正前の標準報酬月額に基づく保険料控除がなされていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成3年8月及び同年9月は26万円、同年10月は28万円）とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成3年11月30日と記録されているところ、当該処理は同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年1月16日）以降の同年8月25日付けで、遡って行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の従業員についても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった

日以降に遡及して資格喪失日の入力処理が行われている。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所は、当初、平成4年1月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、申立期間②において、商業登記簿により法人格を有していることが確認できること、及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、同事業所は厚生年金保険法に定める適用事業所であったと認められることから、厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年11月30日に当該事業所において被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日に当たる4年6月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における当該喪失処理前の記録から28万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間について、同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人がB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成4年7月31日と記録されているところ、当該処理は同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年7月31日）以降の同年10月28日付けで、遡って行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の従業員についても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に遡及して資格喪失日の入力処理が行われている。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所は、当初、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、当該期間において、商業登記簿において同事業所は法人格を有しており、厚生年金保険法に定める適用事業所であったと認められることから、申立期間③において、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に当該事業所において資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立人の申立期間③のうち、平成4年7月31日から同年10月

28 日までの期間に係る標準報酬月額は、申立人に係る当該事業所における当該喪失処理前の記録から 28 万円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、平成 4 年 10 月 28 日から同年 12 月 1 日までの期間については、同僚の証言及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は当該期間において継続して勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、当初、平成 4 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、申立期間③において、商業登記簿により、同事業所は法人格を有していることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所であったと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成 4 年 10 月及び同年 11 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる処理を同年 10 月 28 日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年 10 月及び同年 11 月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月27日から36年4月8日まで

日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の健康保険整理番号の前後50人のうち、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年4月8日の前後2年以内に資格喪失した者12人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、当該事業所において支給記録が確認できたのは4人のみで半数に満たないほか、複数の同僚に照会しても、同事業所から脱退手当金の説明は無かったと回答していることから、事業主が申立人の委任に基づき代理請求した可能性は低い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前に勤務していた6年以上に及ぶ5回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、仮に申立人が脱退手当金の請求をしたとすると、当該事業所に勤務する前まで勤務していた5事業所の勤務期間を全て失念するとは考え難い。

さらに、被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出補助簿によると、申立人の氏名変更はなされておらず旧姓のままであることか

ら、脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人に係る脱退手当金の支給日は昭和 36 年 9 月 1 日であり、申立人の婚姻及び改姓（昭和 36 年*月*日）から約半年間経過しており、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 25 日から 42 年 2 月 1 日まで
日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和 43 年 3 月 8 日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が請求した場合、継続して厚生年金保険制度に加入している3事業所に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険払出簿によると、申立人の氏名変更はなされておらず旧姓のままであることから、脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人に係る脱退手当金の支給日は昭和 43 年 3 月 8 日であり、申立人の婚姻及び改姓（昭和 42 年*月*日）から半年以上経過しており、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月から同年 3 月まで

私は、平成 11 年 1 月頃に会社を退職した際、会社の担当者が国民年金の加入手続を行い、その後は、自分で市役所に未納分の国民年金保険料の納付書を再発行してもらい、自分の銀行預金口座からお金を引き出し金融機関の窓口で納付書に現金を添えて保険料を納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 11 年 1 月に会社を退職した際、その会社の担当者が国民年金の加入手続を行い、その後は、市役所に未納分の国民年金保険料の納付書を再発行してもらい、自分で保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間前に勤務していたA社は「退職時に退職者の国民年金の加入手続は行っておらず、国民年金の加入手続は全て本人が行うべき手続である。」と回答している上、申立人は、未納分の納付書をどこの区役所等で受領したのか明確な記憶が無く、申立期間の未納分の保険料については、その後勤務していた事業所の近くの金融機関で納付した記憶があると主張しているものの保険料の納付に係る確認ができない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする平成 11 年 12 月から 12 年 2 月頃は、9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下であることから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立期間中に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 56 年 2 月まで

私は、昭和 53 年 7 月頃に A 区にある B 社に就職し、56 年 3 月まで勤務していた。当時はアルバイトのため国民年金に加入し、国民年金保険料については実家から郵送された納付書により自分で納付したことを記憶しており、その後は、会社の事務員が納付してくれていたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 7 月頃に B 社に就職したが、アルバイトであったため、国民年金保険料については、実家から送られてきた納付書により自分で納付し、その後は、その会社の事務員が納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間の保険料は未納となっているほか、申立期間のうち、54 年 8 月以前に住居登録を行っていた C 市の国民年金被保険者名簿においても未納とされており、その記載内容に不自然さはいかがえない。

また、当時、申立人が勤務していた事業所の事業主及びその妻は「申立人がアルバイトとして勤務していたことは記憶しているが、申立期間当時、会社の事務員が申立人から国民年金保険料の納付に係る納付書を受け取り、毎月、保険料を納付していた記憶は無い。」と回答している上、申立人が保険料の納付を依頼していたとする事務員の所在が確認できず、事情を聴取することができないことから、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の C 市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 54 年 8 月以降、A 区に転出しているものの、同区において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から55年12月までの期間及び58年5月から平成20年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から55年12月まで
② 昭和58年5月から平成20年6月まで

私は、自分自身で国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したことは無いが、元妻が銀行引き落としにより私の保険料を納付していたので、納付漏れは無いはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その元妻が国民年金の加入手続を行い、申立人名義の銀行預金口座から自動引き落としにより保険料を納付していたと主張しているところ、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないが、申立人が住民登録を行っていたA市において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人自身も国民年金手帳を受け取った記憶が無いと申述している。

また、申立人の元妻は、申立期間の保険料については、当時の住所地において、当初は集金人を通じた納付、その後は、納付書による金融機関窓口納付及び申立人名義の預金口座からの自動引き落としにより納付していたと申述しているが、申立期間当時の住所地における集金人による保険料の集金実態及び金融機関の窓口における納付書納付に係る記憶が曖昧である上、申立人の元妻が申立人名義の預金口座から保険料の自動引き落としを行っていたとする二箇所金融機関において、申立人名義の預金口座から保険料を自動引き落とししていた記録は無い。

さらに、申立期間は410か月と長期間であり、申立人が申立期間当時に

居住していたA市及び管轄の社会保険事務所(当時)においても、申立人に係る紙媒体の国民年金被保険者台帳及び磁気データの存在が確認できない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から48年3月まで

母の年金を一括納付したとき、まとまった金額になって、それがとても大変だったので、将来私にそのようなことが無いようにと、当時家計を担当していた祖母が、私が20歳になったときに、すぐに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。最初は集金人を通じて納付し、その後は農業協同組合の貯金口座からの引き落としだったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その祖母が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその祖母は既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年9月にA市で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分については時効により保険料を納付することができない上、申立期間のうち46年7月から48年3月までの保険料は過年度保険料となり、通常、集金人等が保険料を徴収する納付組織ではこれを取り扱うことはできない。

さらに、申立人は、保険料の納付は、農業協同組合の貯金口座からの引き落としであったかもしれないとしているが、A市において口座振替による保険料納付が開始されたのは昭和54年度以降であり、申立期間の保険料を口座からの引き落としで納付することはできない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年3月までの期間及び45年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から39年3月まで
② 昭和45年4月から48年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、両親が納付していたはずである。申立期間②の保険料は、夫と併せて集金人を通じて納付していたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その両親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同居していた申立人の両親及び弟も申立期間の保険料が未納である上、保険料を納付していたとするその両親は既に他界しているため、当時の状況が不明である。

2 申立期間②について、申立人は、その夫の国民年金保険料と併せて集金人を通じて納付していたと主張しているが、町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立期間に係る夫の保険料については、第2回特例納付で、昭和50年12月5日に納付されていることが確認できる上、集金人等が保険料を徴収する納付組織において、通常、特例納付に係る保険料を取り扱うことはできないことから、毎月、集金人へ納付していたとする申立人の申述と整合しない。

3 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月にA市で払い出されているが、申立期間①及び②の期間において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 1 日から 43 年 3 月 28 日まで
② 昭和 43 年 5 月 13 日から 46 年 9 月 26 日まで

年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後である昭和 47 年 1 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人は、婚姻のため申立期間に係る最終事業所を退職後、昭和 53 年 1 月 1 日に国民年金に加入するまで公的年金の加入歴が無く、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 1 月 1 日から 24 年 7 月 1 日まで

日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給を示す支給金額、支給開始年月日等の記載がある上、同支給金額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、当該脱退手当金が支給決定された時期（昭和 24 年 9 月 1 日）は、通算年金通則法施行前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、結婚のため申立期間の事業所を退職（昭和 24 年 6 月 30 日）後、昭和 45 年 8 月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 15 日から 29 年 1 月 31 日まで
② 昭和 29 年 2 月 5 日から 32 年 1 月 30 日まで
③ 昭和 32 年 4 月 2 日から 33 年 8 月 23 日まで
④ 昭和 33 年 10 月 26 日から 39 年 1 月 14 日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金裁定請求書には、申立人が診察を受けていた病名が詳細に記載されていること、及び申立期間に係る最終勤務事業所の社名と所在地がゴム印で押印されていることから、申立人及び同事業所が当該脱退手当金の請求に関与していたものと考えられる。

また、当該脱退手当金裁定請求書及び厚生年金保険脱退手当金支給額計算書等の記載内容から、当該脱退手当金が申立人に対して現金で支払われたことがうかがえる。

さらに、当該脱退手当金の請求に係る関係書類の記載内容に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。